

令和4年度 埼玉県DV防止基本計画(第5次)における施策の実施状況

施 策 の 方 向	実 施 し た 主 な 施 策
I 暴力を許さない社会づくりの推進	
1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	・県及び県警ホームページによる情報提供 ・DV防止フォーラムの開催(60名参加) ・DV防止フォーラム関連取組(パープルリボンキャンペーンの実施(30市町参加)、DV防止関連展示) ・DV相談窓口用リーフレットの作成・配布 ・各DV防止啓発資料の配布 ・県政出前講座「DVのない社会に！」の実施(1回) ・「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発活動(市町村・民間団体等) ・市町村、企業、各種団体等への啓発講師の派遣(109回)
2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	・人権感覚育成指導者研修会の実施(7回) ・公立小・中学校、義務教育学校、高等学校で各校年1回以上の非行防止教室の実施(100%) ・「性に関する指導」授業研究会(3回)、「性に関する指導」指導者研修会の実施(1回) ・保育士等資質向上研修(保育所等における児童虐待の防止)の実施(1回) ・生命(いのち)の安全教育の推進に関する通知を发出し、各学校に周知した。 ・公立学校の校長、人権教育担当者を対象とした人権教育研修会の実施(4回) ・私立学校教職員人権教育研修会の実施(11回)
3 若年者に対する予防啓発の推進	・デートDV防止講座(高校等6校)及びデートDV防止出前講座(24回)の実施 ・デートDV防止リーフレットの作成・配布(中学・高校生向け72,000部、若者向け50,000部、カード型53,500部) ・「デートDV防止啓発ハンドブック」の活用促進、指導助言の実施 (5回) ・教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催(動画配信により100名受講)
4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進	・子どもの心のケア研修会の開催(動画配信により1,000名受講) ・公立学校の校長、人権教育担当者を対象とした人権教育研修会の実施(4回)
5 加害者に向けた取組の推進	・被害者の安全確保を図るとともに、迅速に捜査をして、被害者の意向を踏まえ、加害者の検挙、指導及び警告を実施した。事件検挙(455件(令和4年中))、指導警告(5,146件(令和4年中))、防犯指導(6,090件(令和4年中)) ・誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発の推進
II 被害者の安全確保と支援体制の充実	
1 早期発見のための取組強化	・医療機関を構成団体とした会議での情報提供 ・生活保護新任ケースワーカー研修の実施(DV被害者等に対する生活保護の取扱いについて説明 1回) ・市町村及び地域包括支援センター職員に対し、高齢者虐待対応専門員養成研修の実施(WEB配信で311名視聴)、高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修の実施(WEB配信で184名視聴) ・介護支援専門員法定研修修了者(4,114名) ・精神保健相談や母子保健相談等を通じたDVの早期発見に向け、その知識や技術の習得のための保健師等の研修参加 ・職務関係者研修会への講師の派遣(4回) ・民生委員・児童委員協議会研修の実施(参加者数:62市町村6,993名)
2 警察における被害防止活動の推進	・警察安全相談窓口等でのDV相談(6,096件(令和4年中)) ・DV法に基づく援助(1,178件(令和4年中)) ・ストーカー加害者へ更生のための働きかけの実施 ・再被害防止措置の実施 ・犯罪被害者等への支援 ・各警察署の担当者等に対して、DV事案への適切な対応について、講習等を実施
3 相談体制の充実	・DV県相談窓口での相談を実施(婦人相談センター、With You さいたま、県福祉事務所女性相談員2,423件) ・インターネット相談の実施(69件) ・男性臨床心理士による電話相談の実施(月2回 190件) ・県福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置(計23名) ・県警において被害者の心情や要望等に配慮した相談対応の推進 ・市町村相談事例への対応研修(7市) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催(2回) ・配偶者暴力相談支援センター設置の助言、人口10万人以上の未設置市への訪問による働きかけ(6市) ・市町村、民間団体等を対象にDV被害者支援担当者研修会の実施(3回) ・県福祉事務所管内の市町村、警察署生活安全課、児童相談所、福祉事務所職員等を対象に地区別事例検討会の実施(4回) ・県作成の「避難所の運営に関する指針」において、避難所生活における困りごとに関する相談窓口を設けることを明記 ・デートDV防止講座(高校等6校)及びデートDV防止出前講座(24回)の実施、 ・「デートDV防止啓発ハンドブック」の活用促進、相談体制充実のための具体的な指導助言 ・性的指向・性自認に関する悩みがある方などがSNS・電話で相談できる専門相談窓口を設置 ・性暴力等犯罪被害専用電話「アイリスホットライン」(24時間365日)での相談受付(1,750件) ・犯罪被害者支援室における相談受理件数(1,501件) ・犯罪被害者支援室におけるカウンセリング件数(206件)
4 保護体制の充実	・一時保護施設による保護の実施(49件) ・関係機関等を対象とした研修会等の実施(11回開催) ・同伴児童の面接の実施(95回) ・DV被害者等の緊急一時保護の実施(9件) ・母子緊急一時保護事業の実施(2世帯) ・民間シェルター等への一時保護委託の実施(12件) ・緊急の保護に対応するため、DV被害者等への一時避難費用の公費負担を実施 ・他の都道府県との連携による母子生活支援施設への入所(4世帯)
5 外国人、障害者、高齢者への支援	・外国人総合相談センター埼玉での多言語(12言語及びやさしい日本語)による相談【生活相談、出入国・国籍、労働問題、福祉相談、法律問題の専門相談】(6,224件)、情報提供を実施 ・「埼玉県外国人の生活ガイド」作成 9言語 ・障害者及びその家族等からの生命・身体に対する侵害などに関する相談に対し、電話や面談等を実施(413件) ・精神保健福祉センター及び保健所での精神保健福祉相談等に含まれるDV事案への適切な相談支援の実施 ・市町村等関係機関との会議や研修会(研修参加者数2,631人)において、障害者(障害があるDV被害者を含む)の円滑な保護についての情報共有及び協力要請 ・介護施設等職員に対する高齢者虐待防止研修の実施(WEB配信で5178名視聴)、高齢者虐待対応窓口である市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした研修(WEB配信で495名視聴) ・介護支援専門員法定研修修了者(4,114名) ・高齢者虐待対応専門員養成研修の実施(WEB配信で311名視聴)
6 関係機関の支援ネットワークの充実	・DV対策関係機関連携会議の開催(2回) ・県福祉事務所単位の事例検討会の実施(4回)
7 被害者に関する個人情報の保護	・埼玉県連合戸籍住民基本台帳事務協議会への出席(5回) ・市町村DV対策担当課長会議において個人情報の適切な管理について周知・情報提供

令和4年度 埼玉県DV防止基本計画(第5次)における施策の実施状況

施 策 の 方 向	実 施 し た 主 な 施 策
8 職務関係者の配慮と資質の向上	・DV被害者支援担当者研修の実施(3回) ・DV被害者支援実務者新任研修実施(1回) ・女性相談員等一般研修の実施(3回) ・県福祉事務所単位の事例検討会の実施(4回) ・DV相談ハンドブックの活用
Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実	
1 住宅の確保に関する支援	・県営住宅定期募集時の抽選倍率の優遇 (抽選優遇加算対象世帯申込件数:25件) ・宅建業者法定研修会において、社会的弱者(DV被害者を含む)の住宅確保についての協力要請(計12回) ・あんしん賃貸住まいサポート店における住宅確保要配慮者の契約 ・居宅の確保に困難を抱える生活保護受給者に対し、民間アパート等への入居支援(転居者数18人) ・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給(116件) ・福祉事務所が母子を母子生活支援施設に入所させた場合に必要な費用を支援する。 ・ステップハウスも含めた民間団体による自立支援事業の活用促進のための周知活動
2 心の回復に関する支援	・一時保護施設における継続的な心のケア実施体制の整備(精神科医による相談) ・外部講師による相談員研修の実施(4回) ・男女共同参画推進センターにおいて専門相談(カウンセリング)を実施(15回) ・グループ相談会「はぐたまカフェ」の開催(3回) ・心のケア電話相談の実施(毎週土曜日) ・心理教育プログラムの実施(3コース) ・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(101名)
3 就業に関する支援	・就職支援セミナー・キャリアカウンセリング等を実施(新しい生活への準備セミナー 4講座 計46回) ・母子家庭の母や父子家庭の父及び生活保護受給者に対する職業訓練の実施 ・女性キャリアセンターにおける就業支援 ・母子・父子福祉センターにおけるパソコン教室や就職セミナー等の実施(6回) ・特別の支援を要する家庭の子供に対する保育所入所の優先的取扱い ・男女共同参画推進センターにおいて、シングルマザーや働きづらさ・生きづらさを抱えた女性等の「最善な生き方の選択」に役立つ知識の提供と精神的サポートを実施(生き方セミナー(8回)、グループ相談会(8回)) ・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(101名)
4 経済的な支援	・管内福祉事務所に対し、一時保護入所者等に係る生活保護の取扱いの助言指導、生活保護法施行事務監査の実施 ・児童扶養手当に関する広報(1回)及び市町村指導監査(15市町村)の実施 ・DV被害者に対する結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療費助成制度の被害者世帯認定等の弾力的な運用 ・未熟児養育医療給付、自立支援医療費(育成医療)について、被害者に対する適切な配慮について市町村に助言 ・乳幼児医療費及びひとり親家庭等医療費支給制度について、実施主体である市町村に助言 ・DV被害者に係る国民健康保険の取扱いについて、国民健康保険事務新任者を対象とした研修会にて講義(1回) ・高齢者虐待に係る介護保険の取扱いについて市町村職員を対象とした高齢者虐待に関する研修等において説明
5 法的手続に関する支援	・DV、離婚など法的助言が必要な女性に対し、女性弁護士による法律相談を実施 (19回) ・一時保護施設入所者への法律相談の実施(年8回)
6 地域における支援協力者への支援	・一時保護施設退所者への相談・支援(27件) ・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(101名) ・県政出前講座「DVのない社会に！」の実施(1回) ・民生委員・児童委員協議会研修の実施(参加者数:62市町村6,993名)
Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援	
1 早期発見と安全確保	・市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化に要する費用の一部を補助 ・子どもスマイルネット電話相談(3,073件) ・虐待の未然防止、早期発見・対応を行うため、SNSを活用した相談窓口を設置した(1,307件) ・スクールカウンセラー(県内1,077校など)、スクールソーシャルワーカー(59市町村など)の配置及び市町村が行う相談員配置事業の助成(62市町村)による教育相談体制の整備 ・市町村DV所管課に対する要保護児童対策地域協議会への参画促進 ・公立学校の校長、人権教育担当者を対象とした人権教育研修会の実施(4回) ・婦人相談センターと児童相談所等関係機関との協力体制の強化 ・母子ともに保護できる一時保護委託先の確保
2 心身の健やかな発達への支援	・心のケア電話相談の実施(毎週土曜日) ・心理教育プログラムの実施(3コース) ・年齢や心理状態に応じた心理的ケアを実施するため、児童相談所に児童心理司を配置 ・児童養護施設(20施設中20施設)、乳児院(6施設中4施設)・母子生活支援施設(2施設中2施設)への心理士(常勤)の配置 ・保健所で子どもの心に関する専門相談を開設し、子どもやその家族への支援体制を整備(専門相談 240名) ・保健所で関係機関との連絡会議の場を整備し、関係者間の情報の共有やネットワーク化を推進(小児精神保健医療推進連絡会議参加者:111名) ・一時保護施設において同伴児童へのメンタルケアを実施
3 保育・就学・学習支援	・特別の支援を要する家庭の子供に対する保育所入所の優先的取扱い ・私立学校教職員人権教育研修会で適切な情報管理を要請(11回実施) ・児童虐待防止支援研修会において、安全確保体制の徹底を周知(2回) ・DV被害者に対し子供の就学についての情報提供 ・一時保護施設における専門スタッフ等による学習の実施(週5日)
Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進	
1 民間団体との連携・協働の推進	・DV対策関係機関連携会議に民間団体2団体が参加 ・民間団体のスタッフを研修会や講座の講師として招へい ・被害者支援事業の一部を民間団体に委託(5団体) ・各関係課所による個人情報、団体情報の適切な管理及び配慮
2 民間団体の育成・支援	・民間団体の活動支援のための補助金交付(5団体) ・民間団体への情報提供(29回) ・DV被害者の自立支援サポーターを養成(13名) ・民間団体スタッフへのフォローアップ研修会の実施(動画配信により163名受講) ・民間シェルター等への一時保護委託(12件) ・DV被害者に対する継続的な支援を民間団体に委託(101名)